

三重県地域医療対策協議会 医師専門研修部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県地域医療対策協議会運営要綱第6条の規定に基づき設置された医師専門研修部会（以下「専門研修部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門研修部会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 日本専門医機構等に対する専門研修に対する意見聴取に関すること
- (2) キャリア形成プログラムに関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 専門研修部会は、地域医療対策協議会会長が指名した者を委員として組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(部会長)

第4条 専門研修部会に部会長1名、副部会長1名をそれぞれ置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

(会議)

第5条 専門研修部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門研修部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門研修部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門研修部会が決定した事項について、その内容を三重県地域医療対策協議会に報告又は提案する。

(事務局)

第7条 専門研修部会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門研修部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要領は、令和元年6月17日から施行する。